

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成 31 年 1 月 25 日

関東地方整備局 下館河川事務所  
事務所長 青山 貞雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

なお、本案件に係る見積決定及び契約締結は、当該案件に係る平成 31 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、契約手続き等について、一部を除き、上記下館河川事務所とは別の事務所（関東地方整備局宇都宮国道事務所）において行う案件です。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、下館河川事務所の既設の糸繰川排水機場ほか主ポンプ設備（以下「当該設備」という。）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備や設備更新等の修繕工事」とする。修繕工事とは、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）」させるために行う工事であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備はその機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき設計・開発・製作・据付したもので、修繕工事を行う際には高度で高い信頼性が求められるとともに、関連する各設備との調整を図りつつ工事を行わなければならない、当該設備に関する高い技術力が必要不可欠である。

よって、当該設備を修繕する必要が生じた際は、当該設備の工事に必要な技術を有している法人等（以下「特定の法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の法人等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法

人等を修繕工事受注予定者とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修繕工事受注予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修繕の必要性が生じたときのみ、本公示の手続きによって特定された修繕工事受注予定者と修繕工事に関する工事契約を結ぶこととし、修繕の必要性が生じなかった場合は契約手続きを行わないこととする。ただし、本公示による手続き後に当事務所が修繕工事を依頼できる期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

## 2. 施工概要

- (1) 件名 H31下館河川事務所系繰川排水機場ほか主ポンプ設備修繕
- (2) 対象設備 別紙「説明書」参照
- (3) 施工内容 下館河川事務所の既設の繰川排水機場ほか主ポンプ設備について、別途修繕工事の契約手続きを行った際、当該設備の修繕工事を行うこと。

修繕工事の施工に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

## 3. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 設備毎に必要な要件及び以下の競争参加資格を有すること（詳細は別紙「説明書」参照）。

関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち機械設備工事について、定期受付において平成31年1月31日までに申請を行い受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ④関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦参加意思確認書を提出使用とする者との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

（イ）において同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 2) 技術力に関する要件

- ①設備毎に検査・試験に関する自らの体制を証明できること。
- ②発注者からの修繕に関する問い合わせに対応できる体制が整っていること。

#### 3) 実績に関する要件

設備毎に、過去に元請けとして完成・引渡が完了した同種・同規模の揚排水ポンプ設備を「自ら製作・据付」した実績を有すること（詳細は別紙「説明書」参照）。

なお、「自ら製作・据付」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を現地に据付し、試運転までを実施した場合とする。

#### 4) 工事施工体制について

本手続きにおいては、対象となる修繕工事の内容が事前に確定しているものではないことから、配置予定技術者を応募要件に設定しないが、本手続きによる修繕工事の契約時には揚排水ポンプ設備に関する知識を有し、新設又は修繕工事に携わった経験を有する監理（主任）技術者を配置するものとする。

### 4. 手続等

#### (1) 担当部局

##### 1) 契約関係

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町 504

宇都宮国道事務所経理課契約係

電 話 028-638-2182

F A X 028-632-6605

##### 2) 技術関係

〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753

下館河川事務所管理課機械係

電 話 0296-25-2169

F A X 0296-25-2170

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

##### 1) 説明書を上記(1)1)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は平成31年1月25日から平成31年2月14日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

##### 2) 希望者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)1)に持参することにより電子データを交付するので、予め上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、予め上記(1)1)の問い合わせ先に連絡し、上記(1)1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

#### (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年2月14日（木）16時00分

提出場所：上記(1)1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくはF A X（着信を確認すること）による。

## 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成 31 年 3 月 4 日（月） 17 時 15 分

- (4) 本公示の応募資格は、3. (1)1)②に掲げる競争参加資格の申請を平成 31 年 1 月 31 日までに先行し受理されている者で、平成 31 年 4 月 1 日に認定がなされている者であることが条件となり、平成 31 年 4 月 1 日に競争参加資格の認定がなされていない場合は、応募要件の有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。
- (5) 本公示に対する応募の単位は、別紙「対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修繕希望を応募することはできない。
- (6) 詳細は説明書による。

## 修理対象設備一覧表(糸繰川排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	運転支援装置を含む
		機側操作盤類	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		系統機器盤類	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		遠隔監視設備	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
2	主ポンプ設備	横軸斜流ポンプ	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
3	主原動機	4サイクルディーゼル機関	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
4	動力伝達装置	横軸流星歯車減速機	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		流体継手	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
5	燃料系統機器設備	燃料小出槽	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ設備	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
6	冷却水系統機器設備	井戸ポンプ	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		清水冷却水ポンプ	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		二次冷却水ポンプ	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		潤滑水ポンプ	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		オートストレーナ設備	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
7	始動系統機器設備	真空ポンプ	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		空気圧縮機	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽(主原動機用)	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽(自家発用)	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
8	自家発電設備	発電器盤	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		4サイクルディーゼル機関	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		発電機	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
9	受変電設備	電源引込盤	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		動力盤	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		照明盤	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
10	直流電源設備	直流電源盤	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	糸繰川排水機場	(株)荏原製作所	

## 修理対象設備一覧表(高木川排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	高木川排水機場	(株)荏原製作所	運転支援装置を含む
		機側操作盤類	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		系統機器盤類	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		遠隔監視設備	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
2	主ポンプ設備	横軸斜流ポンプ	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
3	主原動機	4サイクルディーゼル機関	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
4	動力伝達装置	横軸流星歯車減速機	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		流体継手	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
5	燃料系統機器設備	燃料小出槽	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ設備	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
6	冷却水系統機器設備	井戸ポンプ	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		清水冷却水ポンプ	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		二次冷却水ポンプ	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		潤滑水ポンプ	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		オートストレーナ設備	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
7	始動系統機器設備	真空ポンプ	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		空気圧縮機	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽(主原動機用)	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽(自家発用)	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
8	自家発電設備	発電器盤	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		4サイクルディーゼル機関	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		発電機	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
9	受変電設備	電源引込盤	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		動力盤	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		照明盤	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
10	直流電源設備	直流電源盤	高木川排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	高木川排水機場	(株)荏原製作所	

## 修理対象設備一覧表(八間堀川排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		系統機器盤類	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
2	主ポンプ設備	横軸斜流ポンプ	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
3	主原動機	4サイクルディーゼル機関	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
4	動力伝達装置	縦軸二段力サ歯車減速機	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		流体継手	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
5	燃料系統機器設備	燃料移送ポンプ設備	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
6	冷却水系統機器設備	井戸ポンプ	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		清水冷却水ポンプ	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		二次冷却水ポンプ	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		潤滑水ポンプ	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
7	始動系統機器設備	空気圧縮機	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽(主原動機用)	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽(自家発用)	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
8	自家発電設備	発電器盤	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		4サイクルディーゼル機関	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		発電機	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
9	受変電設備	電源引込盤	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		動力盤	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		照明盤	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
10	直流電源設備	直流電源盤	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	八間堀川排水機場	(株)荏原製作所	



別紙(4/5)

修理対象設備一覧表(伊丹救急排水施設)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	機側操作盤類	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計)	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
2	主ポンプ設備	縦軸斜流水中モーターポンプ	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
3	主原動機	水中モーター	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
4	燃料系統機器設備	燃料貯油槽(地下タンク)	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ設備	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
5	自家発電設備	発電器盤	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
		4サイクルディーゼル機関	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	
		発電機	伊丹救急排水施設	(株)荏原製作所	

別紙(5/5)

修理対象設備一覧表(高野救急排水施設)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	機側操作盤類	高野救急排水施設	(株)荏原製作所	
2	主ポンプ設備	縦軸斜流水中モーターポンプ	高野救急排水施設	(株)荏原製作所	
3	主原動機	水中モーター	高野救急排水施設	(株)荏原製作所	
4	自家発電設備	発電器盤	高野救急排水施設	(株)荏原製作所	
		4サイクルディーゼル機関	高野救急排水施設	(株)荏原製作所	
		発電機	高野救急排水施設	(株)荏原製作所	

別紙

修理対象設備一覧表(篠山救急排水施設)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	機側操作盤類	篠山救急排水施設	新菱工業(株)	
2	主ポンプ設備	縦軸斜流水中モーターポンプ	篠山救急排水施設	新菱工業(株)	
3	主原動機	水中モーター	篠山救急排水施設	新菱工業(株)	
4	自家発電設備	発電器盤	篠山救急排水施設	新菱工業(株)	
		4サイクルディーゼル機関	篠山救急排水施設	新菱工業(株)	
		発電機	篠山救急排水施設	新菱工業(株)	

## 修理対象設備一覧表(伊丹排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	伊丹排水機場	(株)日立製作所	運転支援装置を含む
		機側操作盤類	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		補助継電器盤類	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		系統機器盤類	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		遠隔監視設備	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		計装設備(水位計)	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
2	主ポンプ設備	横軸斜流チューブラポンプ	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		両吸込渦巻きポンプ	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
3	主原動機	かご形電動機	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		巻線形電動機	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
4	動力伝達装置	横軸流星歯車減速機	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		横軸平行歯車減速機	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
5	燃料系統機器設備	燃料貯油槽(屋内)	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
6	冷却水系統機器設備	井戸ポンプ	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		冷却水ポンプ	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
7	始動系統機器設備	真空ポンプ	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
8	自家発電設備	発電器盤	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		ガスタービン	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		発電機	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
9	受変電設備	電源引込盤	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		動力盤	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		照明盤	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
10	直流電源設備	直流電源盤	伊丹排水機場	(株)日立製作所	
		蓄電池	伊丹排水機場	(株)日立製作所	

## 別紙(2/2)

## 修理対象設備一覧表(西石田排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		補助継電器盤類	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		計装設備(水位計)	西石田排水機場	(株)日立製作所	
2	主ポンプ設備	立軸斜流水中モーターポンプ	西石田排水機場	(株)日立製作所	
3	主原動機	水中モーター	西石田排水機場	(株)日立製作所	
4	燃料系統機器設備	燃料貯油槽(地下タンク)	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		燃料小出槽	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		燃料移送ポンプ設備	西石田排水機場	(株)日立製作所	
5	始動系統機器設備	空気圧縮機	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		始動空気槽(自家発用)	西石田排水機場	(株)日立製作所	
6	自家発電設備	発電器盤	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		4サイクルディーゼル機関	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		発電機	西石田排水機場	(株)日立製作所	
7	受変電設備	電源引込盤	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		動力盤	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		照明盤	西石田排水機場	(株)日立製作所	
8	直流電源設備	直流電源盤	西石田排水機場	(株)日立製作所	
		蓄電池	西石田排水機場	(株)日立製作所	